

人生の最終段階における医療及びケアの 決定プロセスに関する指針

(看取りに対する指針)

医療法人群羊会

久慈茅根病院

人生の最終段階における医療及びケアの決定に関する指針

(看取りに関する指針)

1. 指針の策定

医療法人群羊会久慈茅根病院は、人生の最終段階を迎えた患者及び家族と医師をはじめとする医療従事者が、最善に医療ケアを作り上げるプロセスを示すために、この指針を策定する。

2. 人生の最終段階における医療及びケアの在り方

1) 原則

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。

2) 医療・ケアチーム

人生の最終段階における医療・ケアチームについて、医療・ケアチーム行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更・ケア行為の注意は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。

3) 緩和ケア

医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが重要である。

4) 指針の対象外

生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。

3. 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療及びケアの方針決定は次によるものとする。

1) 患者の意思の確認が出来る場合

方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を踏まえたうえでインフォームド・コンセントの基づく患者の意思決定とし、多専門職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行う。治療方針の決定に際し、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が医師決定を行い、その合意内容を文章にまとめておくものとする。この場合は、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変化に応じて、また患者の意思が変化するものであることに留意して、その都度説明し患者の意思の再確認を行うことが望ましい。

2) 患者の意思の確認が出来ない場合

患者の意思の確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で身長な判断を行う必要がある。

- (1) 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- (2) 家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族と十分に話し合い、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

3) 多職種からなる委員会の設置

上記1)及び2)の場合において、治療方針の決定に際し、

- (1) 医療・ケアチームの中で、病態等により医療内容の決定が困難な場合。
- (2) 患者と医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合。
- (3) 家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合等については、第三者である専門家(医療倫理に精通した専門家や、国が行う「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」修了者等に相談する事が望ましい。

4. 人生の最終段階における医療処置(蘇生処置を含む)に関する確認書

この確認書は、その患者にとって、その時点で最もふさわしい医療ケアを患者あるいは家族等と共に考え緩和的アプローチを含めて提供する事を意味する。患者、家族には十分な説明と患者確認を行い、必要に応じて確認書(所定様式)に必要事項を記入してもらい、担当医師はこれを診療録に保存する。

附則

この指針は、令和6年10月より施行する。

人生の最終段階における医療及びケアの決定プロセスに

関する方針決定の流れ

人生の最終段階における医療及びケアについては、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが最も重要な原則

十分な情報の提供

- ・ 家族が患者の意思を推定できる

- ・ 家族が患者の意思を推定できない
- ・ 家族がいない

患者の意思が
確認できる

確認できない

患者と医療従事者と
が十分に話し合い、
患者が意思決定を行
う

患者の推定意思を尊
重し、患者にとって最
善の治療方針をとる

患者にとって最善の治療
方針を、医療・ケアチーム
で慎重に判断（※家族が
いる場合は十分に話合
う）

人生の最終段階における
医療とケアの方針決定

- ・ 病態などにより、医療
内容の決定が困難
- ・ 家族の中で意見がまとま
らない等の場合
→ 複数の専門家で構成
する委員会を設置し、治
療方針